

平成 30 年 8 月 28 日公表

平成 30 年度 第 1 回八王子支社入札監視委員会定例会議議事録

開催日及び場所	平成 30 年 6 月 19 日 (火) 中日本高速道路株式会社八王子支社 203・204 会議室	
出席委員 (敬称略。委員については、50 音順。)	委員長：水野 明哲 (工学院大学 顧問) 委員：角田 淳 (弁護士) 杉山 俊幸 (山梨大学 副学長) 西埜 章 (弁護士・新潟大学名誉教授) 藤井 浩司 (早稲田大学 政治経済学部 教授)	
審議対象期間	平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日	
抽出案件	総件数 5 件	(備考)
工事 (一般競争入札)	1 件	
工事 (一般競争入札)	1 件	
工事 (指名競争入札)	1 件	
調査等 (指名競争入札)	1 件	
物品・役務 (一般競争入札)	1 件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	(別紙のとおり)	(別紙のとおり)
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	今回審議に付されたものについて、適正であることを確認した。	

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 本社契約審査部からの報告及び審議 2017年度の発注状況について	
意見・質問	回答
<p>年度別低入札及び入札不調発生状況について、道路付属物工事の発生件数がどちらも多くなっており、矛盾しているように感じるがどのように解釈すればよいか。</p> <p>5月に不落が特に多いようであるが時期的な理由が存在するのか。</p>	<p>道路付属物工事は、遮音壁工事、標識工事、防護さく工事及びトンネル内装工事の集合体工種であり、これら細分別に見れば、ある工種は低入札が多く、別の工種では入札不調が多いというような傾向があります。</p> <p>4月は、もともと発注件数が少ない月であり、参考となる数字というのは5月からスタートと考えております。その5月の入札不調発生率15.8%というのが現状を表した数字であると考えております。</p>

2. 入札・契約手続きの運用状況等の報告	
意見・質問	回答
報告内容について特に意見なし。	

3. 抽出案件の審議	
(1) 工事（一般競争入札 総合評価落札方式）	
工事名：中央自動車道 大月管内コンクリート構造物補修工事（平成29年度）	
意見・質問	回答
<p>はく落の恐れのある箇所について、事前にどのような確認を実施して特定しているのか。</p> <p>契約後、実際に工事を施工する中で、当初想定していなかった箇所を補修するということが起こりうると思うが、その場合、実績に応じて契約金額を変更したのか。</p>	<p>保全点検業務において事前に点検をした結果をもとに、補修しなければならないと判定された箇所を抽出しております。また、実際に工事を施工する中で再度確認を行い、損傷・変状が進んでいる箇所においては、追加の補修が必要か、その都度判断しております。</p> <p>当初契約していない箇所で、現地で補修が必要な箇所については、工事の中で工法変更という処理をするため、当初よりも補修対象箇所が増えているという状態になっております。</p>

<p>1 回目の入札において契約制限価格を超えたため 2 回目の入札を実施したということであるが、落札した者の応札状況を見るとは、2 回目の入札で 20% 近く入札額を下げているが、(NEXCO 側から) 内容の変更をせず入札額だけが下がったということか。</p> <p>技術評価項目の一つである工事成績について、84 点だと評価点が 10 点、85 点だと評価点が一気に 20 点になるということであるが、工事成績といった定量的な点数が付けられているものについては、3 段階評価に落とすのではなく、もう少し滑らかな評価点にすれば、入札者間の差が詰まるのではないか。</p> <p>2 回目の入札を実施する際、各入札者に対し、1 回目の入札の結果についてどのような公表を行っているのか。</p> <p>技術評価の災害時の協力体制について、体制の有無の 2 段階評価であり、他の項目よりもかなり大きな差がつくと思うが、20 点も差をつける意義は何か。</p> <p>また、災害応援協定というものは、NEXCO と企業のどちらから働きかけて締結するものなのか。協定を締結することにより企業の負担が増えることはないのか。</p> <p>技術評価項目における工事成績と災害時の協力体制の 2 項目については、場合によって、重複する評価項目とも考えられるため、今後の評価の見直しの際は、そういった視点も取り入れご検討いただければと思う。</p>	<p>内容等の変更はしておりませんので、2 回目の入札については各社の競争の結果と考えております。</p> <p>参考にさせていただきます。</p> <p>本案件は、1 回目の入札の結果、各入札者とも契約制限価格を超えておりましたので、再度入札のご案内をさせていただいております。その際、各入札者には 1 回目の最低入札価格をお知らせしております。各入札者は、その価格をもとに 2 回目の入札に臨んでいただきます。</p> <p>弊社の使命は、高速道路を円滑に運営することです。台風や大雪等で緊急的に作業を行わなければならないといった際は、災害協定を締結している企業に依頼をします。弊社としてはそのような緊急時に対応していただける企業を高く評価したいということでこのような評価点にしております。</p> <p>また、災害協定については、弊社の支社ごとに締結しているものです。過去の実績を踏まえて企業へ働きかけを行い締結しております。</p> <p>ただし、本評価項目が他の評価項目と比べて高いというご意見については、参考にさせていただき見直しを図っていきたいと考えております。</p>
---	--

(2) 工事（一般競争入札 総合評価落札方式 機器型）	
工事名：中央自動車道 高井戸 I C～甲府昭和 I C間ハイウェイラジオ設備更新工事	
意見・質問	回 答
<p>機器費は、65百万円ということであるが、落札価格の98百万円のうち工事費というのはいかに計算されるのか。</p> <p>通信系の機器というのは他の機器との整合性の関係等から一般競争になりづらく、特命契約を実施せざるを得ないと過去に伺っていたが、今回の場合、一斉に機器を更新するという事で既設メーカーにとられない案件ということか。</p>	<p>落札価格の98百万円と機器費の65百万円の差額である約33百万円が工事費となります。</p> <p>機器の改造等が関わってくると既設メーカーに依頼する形になりますが、今回は全て新設ということで、既設メーカーへのしがらみがなく、一般競争として発注したものです。</p>
(3) 工事（指名競争契約）	
工事名：中央自動車道 上野原～河口湖間舗装補修工事（平成29年度）	
意見・質問	回 答
<p>アスファルト混合物、交通規制工、注意喚起溝工の3項目において、それぞれ120%以上契約制限価格と差があるということだが、結果的に落札率が100.35%になったというのは、他の項目では契約制限価格より低いものがあり、トータルでこの落札率になったという理解でよいか。</p> <p>注意喚起溝工の開差については、機械拘束時間における受注者の見積の考え方が正しいと思うが、この項目においては、受注者の見積額でNEXCOが納得したということか。</p> <p>価格協議の中で落札率が100%以下になる可能性もあったかと思うが、そのようなことは要請しなかったのか。</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>最終的な精算の段階で見積額が適当なものであったかを全て検証しますが、まずは受注者の見積額が妥当かどうかを確認させていただいております。</p> <p>（明らかに間違っている項目を除き、受注者の見積額を当初は採用している。）</p> <p>確認した中で、明らかに考え方や計算が間違っている項目に関しては訂正をさせていただきましたが、無理やり受注者に価格を下げるよう指示するようなことはしておりません。</p>

<p>価格協議により開差の妥当性が確認されたことは理解したが、類似の工事において、今回の経験・実績を踏まえP D C Aを回しながら、今後、積算を見直していくというようなことはするのか。</p> <p>各項目について、毎回上回っている項目、変動している項目等の傾向を検証し、今後、フィードバックをしていただくことが必要と考えられる。</p>	<p>標準的な会社の考え方をベースに積算することがスタンダードだと考えておりますが、今後は、価格協議等でいただいたご意見も反映できるよう意識して積算を行っていきたいと考えております。</p>
--	---

(4) 調査等（指名競争入札）

調査等名：八王子支社 資料室棟新築実施設計

意見・質問	回答
<p>直接人件費と諸経費の積算が同額であるが、これはどういうことか。</p> <p>技術経費及び特別経費は諸経費に含まれているということであるが、これはどういう意味か。</p> <p>技術者の人件費の妥当性について、受注者が過去に用いた人件費と差はなかったということであるが、具体的に何に差がなかったのか。</p> <p>では、積算額と見積額で差が生まれた原因はどこにあったのか。</p>	<p>直接人件費の100%が諸経費として計上されることから同額の積算額となります。</p> <p>受注者に確認したところ、技術費及び特別経費は諸経費に含まれているという回答でしたので、見積額は0円となっております。</p> <p>労務費の単価に差がなかったということです。</p> <p>所要工数に相違がありました。これは、受注者が過去に類似の設計を実施したことがあり、その際に使用していたツールを用いることにより、短時間で作業を完了することが可能ということでした。また、熟練度の高い技術者を配置できるということで、効率的に作業を行うことができるという回答もありました。</p>

<p>今回、低入札について調査することは当然と考えるが、過去に低入札の案件で問題が生じたということはあるのか。</p> <p>注意深くチェックされており問題ないと思われる。</p>	<p>全体の案件で見ますと約半数が低入札となっていますが、契約解除に繋がる等の問題が生じた案件はほとんどございません。</p> <p>一部で、複数案件を低入札で落札した企業において、技術者不足により履行が滞り契約解除となったケースはありましたが、稀有なケースであり、大部分は問題なく業務を完了しております。</p>
--	---

(5)物品・役務（一般競争入札）

件名：八王子支社管内における電気需給契約（平成30年度）

意見・質問	回答
<p>需給箇所によって入札参加者に違いがあるように見えるが、どのような事情があるのか。</p>	<p>八王子支社管内において、八王子、大月及び甲府保全サービスセンター管内は周波数が50Hzの範囲となり松本保全・サービスセンター管内は60Hzの範囲のため参加者が異なると考えられます。</p>
<p>対象受電所というのは来年増えていく可能性はあるのか。</p>	<p>新規に開通する場所があれば増える可能性はあります。</p>
<p>入札が3月で契約の開始が翌月からということであるが、期間としてギリギリの行程ではないのか。</p>	<p>契約手続としては、半年前から開始しております。入札から契約開始まで準備期間としておおむね1か月間ほど期間を取っております。</p>
<p>受注者が変更になった場合、新たに工事が伴うといったことはないのか。</p>	<p>基本的には元々の電力会社が準備した送電線や機材を使用しますが、会社によってはメーターの取り換えが必要になってくるケースもあります。また、元々の電力会社と落札した会社との間で契約する期間も必要となりますので、それも考慮したうえで1か月の期間を取っております。</p>

【補足説明及びその他改善検討指示事項等】	
意見・質問	回 答
<p>今回の審議案件について特に指摘する事項はない。</p> <p>ただしコメントとして1点だけ申し上げますと、災害時の応援協力協定の評価点等、技術評価の方法について、今後検証しながらより良い方向に持って行っていただきたい。</p>	<p>(案件1 工事名： 中央自動車道 大月管内コンクリート構造物補修工事(平成29年度)にご意見いただいた災害協定について補足説明)</p> <p>災害時における応援協力協定につきましては、2009年に駿河湾沖で発生した地震の際に東名高速道路が被災をしたことを契機に、総合評価の高い企業を協定締結対象企業として当社で選定しており、選定企業と個別に協議をしたうえで、協力していただけるということで了承が得られた際に協定を締結しております。</p>